

# ふくまちガイド

(横浜市福祉のまちづくり推進指針令和3年度～7年度) 追補資料

令和6年度に障害者差別解消法など関連法の趣旨や近年の社会変化を反映し、共生社会の実現に資するため横浜市福祉のまちづくり条例を改正しました。

条例改正を受けて「ふくまちガイド」に条例改正の内容を追補いたします。



## 福祉のまちづくり条例が改正されました

- ・横浜市福祉のまちづくり条例に基づく施策が、共生社会の実現に資するよう改正しました。
- ・社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずることを新たに市及び事業者の責務に規定しました。
- ・公共建築物において高齢者、障害者等の参画機会を確保することについて規定しました。

[福祉のまちづくり条例の改正内容についてはこちらから](#)



横浜市公式 HP  
福祉のまちづくりページ



## ふくまちガイドへの追補内容はこちら

### 4 アクション（行動）P11～12

#### (1) 基礎知識

○障害の「社会モデル」 ※ は既存部分を示しています。

○まちには多様な人がいます

#### ○共生社会の実現

共生社会とは、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会のことであり、人権や尊厳が尊重されることで実現できるものです。従来の「やさしさ」や「思いやり」という考え方は、その共生社会をより良くするために必要とされています。

ふくまちガイドのポリシー（理念）を踏まえ、互いの立場や考え方を、対話を通じて相互に理解していくことが共生社会の実現には必要です。

#### ○社会的障壁について

社会的障壁とは、様々な人々が日常生活や社会生活において、直面する社会にある障壁を指します。この障壁を取り除くためには、物理面、制度面、情

報面、意識面でのバリアフリーが必要です。これらの社会的障壁を除去し、全ての人が安全かつ安心して施設を利用することができる環境を整備し、共生社会の実現に寄与することが求められています。

社会的障壁を除去していくためには、ふくまちガイドのポリシー（理念）を踏まえ、施設整備によるバリアフリー化やバリアフリー情報の提供による除去、そして合理的配慮の提供による等の取組が必要です。

#### ○合理的配慮の提供

合理的配慮の提供とは、障害者などが建物などで、直面する障壁（バリア）を取り除く（＝バリアフリー）ために、提供する配慮のことです。合理的配慮の提供にあたっては、「建設的対話」が重要とされています。

建設的対話とは、障害者等と、事業者や関係者などが互いの情報や意見を交換し、最適な解決策を見つけるための対話です。

そして実際に合理的配慮を提供する際は、①障害者などからの申し出、②ニーズの確認、③建設的対話、④合意の形成と合理的配慮の提供といった段階を踏むことが重要です。

①については、困っていることを伝えることが難しい人もいることから、困っている障害者等に自ら声を掛けることも必要です。また意思表示の手段は口頭とは限らないこともあります。

#### ○当事者参画

公共施設など大規模な施設は、高齢者や障害者をはじめ、乳幼児を連れた方、日本語を母国語としない外国人など、多様な利用者が見込まれることから、施設を設置・管理する立場の方の判断で、積極的に当事者参画の機会を設けることが推奨されます。

当事者参画は①基本計画、②基本設計、③実施設計、④着工後のそれぞれのタイミングで、実施していくことが望ましいと考えられます。

それ以外にも構想段階などで「設計にあたっての当事者参画」を条件にすることも効果的な手段です。また当事者の意見を反映できず「実現できなかったこと」についても、その理由とともにフィードバックすることが重要です。これにより双方の立場を理解することに繋がります。



### 次期福祉まちガイドについて

今お手元にあるふくまちガイドは、令和7年度までとなっています。

次期ふくまちガイドは、追補版の内容も踏まえ、さらに拡充した内容となるよう、絶賛、改訂作業中です。

次期ふくまちガイドも、ぜひお手に取っていただき、福祉のまちづくり推進に、ご協力いただければ幸いです。